

## 仙台市公民館運営審議会議事録

(令和7年11月定例会)

### ○ 日 時

令和7年11月6日（木）午前10時00分～11時10分

### ○ 会 場

生涯学習支援センター 5階 第1セミナー室

### ○ 出席者

〔委員〕相澤雅子委員、門脇佐知委員、佐々木聰一委員、佐藤郷美委員、佐藤司委員、  
佐藤朋子委員、佐藤正実委員、塚田昭美委員、原義彦委員、牧靖子委員、  
三谷高史委員

〔事務局〕生涯学習支援センター長 武者  
生涯学習支援センター次長 寺牛  
生涯学習支援センター管理係長 佐藤  
青葉区中央市民センター長 吉田  
宮城野区中央市民センター長 遠藤  
若林区中央市民センター長 佐藤  
泉区中央市民センター長 古城  
生涯学習部長 伊勢  
生涯学習課長 小幡  
地域政策課長 岸柳

### ○ 傍聴人

なし

### ○ 資 料

資料1：仙台市公民館運営審議会委員名簿  
資料2：関係職員名簿  
資料3：仙台市公民館運営審議会日程（案）  
資料4：仙台市公民館運営審議会について  
資料5：仙台市市民センターの概要  
資料6：仙台市市民センターの施設理念と運営方針（令和7年10月改定）  
資料7：教育基本法（抜粋）  
資料8：社会教育法（抜粋）  
資料9：附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

[別冊]

仙台市教育構想 2021（概要版）

令和 6 年度 仙台市市民センター事業概要

「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第三次見直しのあり方について

（令和 7 年 7 月 公民館運営審議会提言）

※ 会議の概要

1 開 会

2 あいさつ等

（委嘱）

（教育長あいさつ）

（委員自己紹介）

（職員紹介）

（定数の確認）

事務局より、14 名の委員のうち欠席は 3 名であり、委員の過半数である 8 名以上の出席を満たしているため、仙台市市民センター条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により、有効な会議として成立していることが報告された。

3 会長・副会長選出

事務局より、仙台市市民センター条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、会長・副会長の選出は委員の互選によると説明がなされた。

このことについて、委員より、会長に原義彦委員、副会長に相澤雅子委員をとの推薦があり、全会一致で承認された。

4 協 議

事務局：ありがとうございました。それでは続きまして、次第 4 の協議に入りたいと存じます。ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

会長：はい。承知いたしました。それでは、次第に沿いまして協議の方に入らせていただきます。次第 4 の協議でございます。まず（1）の会議の公開、非公開についてですけれども、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それではご説明いたします。お手元の資料 9 をご覧いただけますでしょうか。こちらは「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」でございます。2 ページ目の上のほうでございますが、第 4 条の（2）に「会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること」という規定がございます。そして、個人情報やその他非公開とする理由がない限り、原則として公開することとされております。説明は以上でございます。

会長：ありがとうございます。会議の公開・非公開については、こちらの規定のとおり公開するということでおよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

はい。ありがとうございます。それでは、この会議は公開となりましたが、傍聴の希望は本日ございますでしょうか。

事務局：希望の方はございません。

会長：ありがとうございました。それでは、次の協議の（2）ですけれども、議事録及び署名人についてということで、こちらも事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：こちらも先ほど同様、資料9の2ページ目をご覧ください。「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条の（3）に議事録に関する規定がございます。今回は初回となりますことから、実務の流れを説明してまいります。

議事録案は、事務局が基本的に作成をいたします。この案を各委員の皆様にご確認をいただきまして、修正のご意見をいただきました場合には、事務局で修正をした後、議事録を確定いたします。その際、会長と輪番になります当番の委員のお二人に、署名委員としてご記名をお願いいたします。こちらの当番の署名委員の方につきましては、名簿順になっております。当番の委員の方がご欠席の場合は、出席された委員の皆様の中で名簿の次の委員の方にお願いいたしますが、次の会ではそのご欠席の方には戻らない、という流れにしたいと存じます。

なお署名を経まして確定した議事録につきましては、会議資料とあわせまして、仙台市市政情報センターのほか、仙台市市民センターホームページ、こちらには公民館運営審議会のページがございますので、こちらで公開することといたしております。

説明は以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。議事録及び署名人について、事務局からご説明をいただきましたけれども、このとおりでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは今回の署名人ですけれども、名簿順ですと相澤委員ということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

では続きまして、（3）公民館運営審議会定例会の進め方について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは資料3をご覧いただけますでしょうか。仙台市公民館運営審議会日程（案）についてでございます。

本審議会は仙台市市民センター条例施行規則第10条第2項の規定によりまして、2月ごとに1回開くものと規定されております。令和7年度の予定でございますけれども、次回以降の会につきましては、11月の次は1月、その次の第3回は3月と、概ね奇数月の木曜日の午前中の時間に開催いたいと考えております。会場につきましては、各市民センターの視察を除き、基本的にはこの生涯学習支援センターの第1セミナー室としております。

なお、資料に記しております日程は、3月まで、1月22日と3月12日まででございまして、来年度4月以降の具体的な日程案につきましては、次回1月の審議会でお示しをしたいと考えております。

会長：はい。ありがとうございます。ただいま事務局からご提案いただきました日程案についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〔発言なし〕

それでは、ご了解をいただいたということとさせていただきます。ありがとうございます。

## 5 報 告

会長：それでは、次第の5の報告に移らせていただきます。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは事務局から資料4と5に基づきまして説明をいたします。本日は今期の最初の審議会となりまして、新任の委員の方もいらっしゃいますので、本市の市民センター等につきまして、資料4の「仙台市公民館運営審議会について」、続けて資料5の「仙台市市民センターの概要」を基に説明をしてまいります。

まず資料4の「仙台市公民館運営審議会について」の資料をご覧ください。

仙台市では、仙台市市民センター条例第1条によりまして、社会教育法第24条に基づく公民館として市民センターを設置しているところです。

公民館運営審議会に関しましては、社会教育法第29条第1項に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」と規定されておりまして、この規定に基づき、仙台市市民センター条例第13条及び仙台市市民センター条例施行規則の第9条から第12条までが定められております。

この審議会の職務につきましては、条例施行規則の規定で、この資料にございます以下の4つの項目を所掌することとされております。

- ①生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること
- ②センターにおける各種の事業について、調査研究すること
- ③センターにおける各種の事業について、評価すること
- ④その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

以上の4項目でございます。

次に、これまでの答申及び審議のテーマについてご紹介いたします。資料4の下段をご覧ください。

平成27年10月に、震災を踏まえた今後の市民センター事業のあり方等について、ご意見をいただきました。それから平成29年10月に、仙台市市民センターの事業評価に関する意見について、ご報告をいただきました。それから令和元年7月に、仙台市市民センターの施設理念と運営方針の見直し、こちらは第二次の見直しのあり方について、答申をいただきました。令和2年11月には、今後の市民センター事業に関する意見について、ということでご意見をいただき、令和3年の10月には、仙台市市民センター事業(子ども参画型社会創造支援事業)調査研究報告書、それから令和5年8月に、住民参画型学習事業の成果の確認と今後の展開について、答申をいただきました。

そして、前期の審議会でございますが、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第三次見直しのあり方についてご審議をいただきまして、この令和7年7月にご提言をまとめていただいたところです。なお、このご提言につきましては、本日の配付資料の別冊としてお配りしているところ

でございます。資料4の説明は以上です。

続きまして、資料5に基づき、仙台市市民センターの概要についてご説明をいたします。

仙台市市民センターの概要につきましては、ポイントが2つございまして、1つ目は、市民センターは3つの拠点機能が一体となって運営される公民館ということです。それから2つ目は、市民センターの事業目的は、学びを通してよりよい地域をつくる人づくりを行うということです。

それでは初めに、市民センターの施設理念について説明をしてまいります。先ほど市民センターは3つの拠点機能が一体となって運営される公民館であると述べたところでございます。公民館は社会教育法によりまして社会教育施設と位置付けられておりまして、市民センターにおける3つの拠点機能とは、生涯学習・学びの支援拠点、それから交流の拠点、地域づくりの拠点であります。このことは、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の冒頭にも明記されているところです。

この3つの機能につきまして、より具体的に説明いたします。

1つ目は、生涯学習の支援拠点でございます。市民の学びのプロセスに沿った学習支援のための諸機能を有し、あらゆるライフステージに応じた市民一人ひとりの学びを総合的に支援する、市民との協働による市民本位の生涯学習の支援拠点としての機能です。写真が3点ございますが、実際の事業、それから活動の様子です。宮城野区中央市民センターにおける「キッズもりあげ隊」の活動、それから生涯学習支援センターで開催いたしております「防災・減災講座」は5回シリーズの講座です。それから、青葉区中央市民センターにおける「若者によるまちづくり実践塾」、実際にこういった活動を行っているところです。

2つ目が、子どもから高齢者までのあらゆる市民が集い交流し、多様な市民による様々な活動が主体的に行えるよう支援する場や機能を持った市民のための市民が主役の交流の拠点としての機能です。こちらも活動の様子の写真がございまして、若林区中央市民センターの「子どもイベントを考えよう」、茂庭台における「みんなの広場プロジェクト」、加茂における「寄り合いアップデートラボ」といった活動を行っているところです。

そして3つ目は、学びを通して地域の人と人とをつなぎ、住みよいまちづくりにつながる人づくりを行う地域づくりの拠点としての機能です。

市民センターは、この3つの機能が別々ではなく一体であって、学ぶ意欲を持つ人の学習と交流を促進することで、地域づくりをする人を育てる社会教育施設です。

続きまして、市民センターの運営体制です。

市民センターは、ご覧のとおり、大きく市拠点館1館、区拠点館5館、それから地区館60館ということで、3種類があります。

このうち私ども生涯学習支援センターは、全市で1館の仙台市全体の拠点館です。仙台市全域を対象とした生涯学習事業の実施や市民センター全体の統括を担っております。市拠点館は仙台市教育委員会の組織でありまして、職員は教育委員会の職員です。事務職員のほか、社会教育施設としての専門性を担保するために、社会教育主事が4名配置されておりまして、こちらは学校の教員から社会教育主事ということで配属されている職員です。写真は、実際の講座の様子です。

続きまして、各区の中央市民センターです。こちらは区ごとに1館ずつございまして、区の拠点館として、区域内の生涯学習事業の実施や、区内の地区市民センターの支援を行っております。区拠点館は、各区役所のまちづくり推進部に属しております、センター長をはじめとした事務職員のほか、こちらにつきましても社会教育主事が2、3名ずつ配置されております。

続いて、地区市民センターでございます。市民センターと聞いて皆さんのが頭に真っ先に思い浮かぶ

のは、この地区市民センターのことではないかと思います。地区市民センターは、地区館とも呼んでおりまして、概ね中学校区ごとに1館が設置されております。会議室等の施設の貸し出し、あるいは施設の管理、サークルの支援、市民の皆様による交流の支援などを日常的に行っております。この地区館60館の運営は、仙台市の直営ではなく、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が指定管理者として受託し、運営しています。

市民センターが60館あることをご説明いたしましたが、市拠点館を運営する私ども教育委員会、それから区拠点館を運営する各区役所、そして地区市民センターを運営する仙台ひと・まち交流財団、この3者の密接な連携のもとに運営を行っているところです。なお、先にご説明しました市拠点館それから区の拠点館は、拠点館としての機能のほか、地区館としての機能も併せて有しているところです。

続きまして、市民センターの利用実績でございます。

令和3年度から4年間の推移をこちらの表でお示ししております、コロナ禍にあった令和3年度の利用者数は、年間約160万人の方にご利用いただいておりました。このコロナ禍におきましては、主催事業の事業数も減少したところでございまして、参加者の方の数につきましても、例年多くの方にご参加をいただいております市民センターまつりがほとんど開催できなかつたことから、落ち込みが大きくなっていたところです。そのほか、大規模改修による市民センターの休館の影響も多少この中に含まれているかと考えております。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月にいわゆる5類感染症に移行しまして、その後の令和5年度、令和6年度は、アフターコロナに対応した形で市民センターまつりを含めて事業が再開できておりまして、利用者数、主催事業数、主催事業参加者数とも、ご覧のとおり安定してまいりました。利用者数は、令和6年度は237万人の方にご利用いただいたところでございます。また、主催事業数につきましては市民センターの改修等もあって若干変動がございますけれども、主催事業の参加者数は、令和3年度の8万7千人から令和6年度は22万5千人ということで、回復してきたところです。

最後に、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第3次改定についてです。

この「施設理念と運営方針」は、平成20年に公民館運営審議会の答申を基に市民センター事業の基本的指針として策定したものでございます。おおむね5年ごとに見直しを行うこととしておりまして、先ほど資料4でご説明しました前期の公民館運営審議会のご提言を基に、本年10月に第3次改定を行ったところです。

この改定の主な内容といたしましては、まず住民の主体的な参加や世代を超えた学び合いに関する点、人材育成や多様な主体との連携・協働を推進する点、震災の経験やコロナ禍からの回復に関する点、の3つの観点から、記載内容の充実、アップデートを図ったところでございます。また、ダイバーシティの推進、ウェルビーイングの向上、こどもの参画、デジタル技術の活用など、仙台市や国の方向性、最新の社会情勢も踏まえて、補足を行ったところです。

なお、冒頭にご説明しました市民センターの施設理念や3つの機能につきましては、市民センター運営の基本として、引き続き堅持しているところです。

仙台市市民センターの概要についての説明は以上となります。

また、今期の審議会のこれから審議内容につきましては、ただいまご説明しましたとおり、前期の審議会では、このたびの「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の改定に向けた検討を進めていただきまして、ご検討をまとめていただいたところです。この中で、「施設理念と運営方針」改

定の背景となる近年の社会情勢の変化や仙台市あるいは国の動向について、併せて整理していただいたところです。このような前期の流れも踏まえまして、今期これからは、現在の社会情勢あるいは様々な現代的課題・テーマの観点から、このパワーポイントにも掲げております「これから市民センター事業の可能性について」調査研究を行っていただくというのが事務局として考えている案です。今後、会長・副会長ともご相談の上、次回の審議会におきまして、より具体的にご提案申し上げたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料4、5の説明につきましては以上です。ご清聴ありがとうございました。

会長：ただいま、センターの概要についてたくさんの内容をコンパクトに短時間の中でご説明をいただきました。また、今期のこちらの審議会のテーマについてもご提案をいただいたところであります。

ただいまいただきましたご報告・ご説明につきまして、ご質問・ご意見等をいただく時間をこの後取りたいと思います。いろいろ初めてのところも多いと思いますので、何かお気づきのところ、資料でお気づきのところでもかまわないと思いますので、ご意見・ご質問をいただければと思います。

はい。よろしくお願ひします。

委員：ご説明ありがとうございました。1期目ということで、プリミティブな質問で恐縮なんすけれども、市民センターの利用実績の数字、利用者数の数をお示しいただいたんですが、私たちが今後これからの市民センターの事業の可能性について検討するにあたって、恐らくもっといろんな基礎的なデータをいただけるのかなというふうに思っているんですが、これ以外の、例えば利用実績に係るデータというのは、質的なものも含めて、どういったものがあるんでしょうか。例えば、講座の種類の分類ですか、どのくらいの期間の講座が多いのかとか、そういう数字上のものですとか、後は利用者の感想、事業の報告書等、様々あろうかと思いますが。

会長：では、よろしくお願ひいたします。

事務局：ご質問いただき、ありがとうございます。

今後の事業の可能性について皆さんにご検討いただくに当たりまして、現段階では事務局の案となりますが、実際のこれまでの市民センターの取り組みをまず皆様にご紹介する必要があると考えております。実際の市民センターの事業について、担当の職員からご説明する機会を設けたり、あるいは活動の様子を観察していただいたり、こういったステップを踏まえまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。これはまた改めて会長・副会長にご相談をしながら決めてまいりたいと存じます。

それからデータに関しましては、仙台市市民センター事業概要を皆様のお手元に配付しております。この冊子は毎年作っているもので、本日お配りしているのは10月に完成した最新版で、令和6年度までの事業を網羅しております。かなりボリュームがある冊子で、今日この場ですべてご説明することは難しいのですが、この冊子は毎回参考資料としてご覧いただきたいと考えております。

ただいまご質問がございましたことにつきましては、市民センターごとの活動状況としまして、具体的にどのような講座をどこで行って、実際に何人ぐらい参加したかといったところが記載されてございます。また、大項目のIV章はいわゆるデータ編というところで、180ページ以降には主催講座の事業別の実施状況の数字をまとめておりますし、利用者数についてもまとめているページがござ

います。

ただ、市民センターの事業参加者数や利用者数につきましては、その目標の考え方として、昨年度230万人だったところを300万人にしましょうといったところはなかなか難しいのかなというところで、社会情勢や現代的課題を踏まえて、市民センターが果たすべき役割について、皆様の知見を生かしていただきまして、様々ご提言・ご提案をいただければというふうに考えております。

質問の趣旨に沿っているかわかりませんけれど、以上のような形でいかがでしょうか。

委員：はい。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。この冊子には、もうかなりの情報が入っております。私も今まで見ていましたつもりですけれども、こんなのも載っていたんだというところもありまして、2年かけても見切れないという状況であります。

事務局：事業概要はご覧のとおりボリュームと重さもあることから、基本的に審議会の都度ご用意をしますので、会議終了後はお席に置いたままで結構です。また、仙台市市民センターのホームページにPDFの形で掲載しておりますので、何かもしご入用でございましたらご覧いただければと思います。

ただ、繰り返しになりますが何分にもボリュームがありますので、これを委員の皆様に端から端まで全部お目通しくださいとか、そういったことではなく、お近くの市民センターでどんなことをやっているんだろうかとか、「施設理念と運営方針」についてもう一度ご覧になりたいとか、何か気になるところがございましたら、ホームページ等でご覧いただければと存じます。

以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。はい。お願いします。

委員：ざっくりとした感想という感じになってしまいますけれども、資料4のほうで、これまでの答申及び審議のテーマについて載っておりますが、やはり平成27年からでは、社会情勢も環境も、それから人の流れ、それからこどもたち、それから自分も含めてご高齢の方々の、生きていく環境というのもかなり変わっているのかなって感じていて、いまその中を走ってきたわけですけれども、こういう状況の中での市民センターさんの役割というのがますます大事なものになるのかなと実感しております。昨年などはクーリングスポットという涼しい場所として提供されているセンターもあるということで、これから実情に即した、発展的なこれからの可能性っていうのを、みんなで探っていくたらいいなと思っております。ありがとうございます。

会長：はい。ありがとうございます。いま資料4の過去10年強位、もうちょっとですかね、平成27年からのテーマについてご指摘をいただけたかと思います。先ほど申しましたように、「施設理念と運営方針」が5年ごとに改定があるのでそれが入ってくるわけですが、前期も見直しをしましたけれども、それが具体的にどう展開されているのか、その中に当然このセンターの事業のあり方というのが入ってくるわけです。お話しをいたいたとおり、社会情勢も環境も、ここ5年10年で大きく変わっている。「施設理念と運営方針」の見直しも2年かけてやってきたものなので、こちらについてもどんどんまた情勢が変わってきているようなところもあるかと思います。そういう面で、先ほどの

「これから市民センター事業の可能性について」というところに、まさにつながってくる話ではないかなというふうに思います。

ちょっと振り返ると、平成20年代というのは震災後のあり方というのがかなり大きなテーマだったと思います。これは仙台だけではないんですけども、震災で被害のあった地域の中での市民センターのあり方というので、この時期としての適切なテーマであったかなと思います。これが令和になり、またコロナの時代を経てというところで、また市民の意識、また社会も大きく変わりました。そんな中で、これからあり方というのは常に考えていくものではあるんですけども、特にこの今期のテーマとして重点的に検討していくというタイミングに来ているんだろうなというふうに思っており

ます。

そのほかご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は初回ということで、センターの概要をご理解いただくというところであったと思います。次回以降、具体的なさらに詳細についてのご説明や今回のテーマに関わるところについての協議ということになっていく予定であろうというふうに考えております。特にご意見等ないようでしたら、ここでの協議といいますか、質疑は終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。それでは今日のところ予定をしていた議事については以上となりますので、事務局にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

## 6 その他

事務局：ありがとうございました。それでは次第の6その他ですが、本日は委員から事前にご連絡をいただいておりまして、情報提供ということで、イベントのご紹介をお願いすることにしておりました。それではお願ひいたします。

委員：いまチラシをお配りさせていただいておりますが、明日から「TOHOKU D E & I FORUM 2025」というイベントを開催いたします。私たち株式会社ユーメディアが主催して行っている事業なんですけれども、私たちは2023年から、女性特有の健康課題への理解促進を通じて、仙台宮城そして東北の女性活躍を応援したいと「わたしをもっと愛そうフェス」というイベントを開催してきました。そして今回3回目を迎えるんですけども、その思いをすべての人へと広げて「TOHOKU D E & I FORUM」へと進化させました。Dはダイバーシティ、多様性のDです。Eはエクイティ、公平性ですね。Iはインクルージョンを意味しております、包摂性ですね。その頭文字を取ってD E & Iと言っております。このテーマは世界中の国々がいろいろな形で実行しているんですけども、もちろん日本もそうですし、地方としてもこのD E & Iというものをどういうふうに捉えて、我々はこれから先、未来を生きていけばいいのかというところを一緒に考える機会として、このイベントを開催しました。性別とか年齢とか立場にかかわらないで、誰もが自分らしく輝ける未来というものを目指して、ここ仙台からですね、皆様と一緒に新たなムーブメントを創り出したいという思いでイベントを開催いたします。この思いに共感いただいた仙台市様にも、共催事業として参画いただいております。

日頃からこちらの公民館運営審議会でも、やはりダイバーシティとか、あとはウェルビーイングとか、その大切さや、実現するための方法などを皆様と一緒に議論させていただいておりますので、今回のイベントも非常に親和性の高いテーマかなと思いまして、本日ご紹介をさせていただいております。様々な企業のブースとですね、東北大学D E I推進センター長の田中先生に基調講演をお願い

したり、大学生によるD E & I デザインプレゼンテーションなど、学生から年配の方までいろんな方がこの場で学び合って、未来を作っていくような、そんな形が作れればいいかなというふうに思っております。入場はすべて無料ですので、どうぞ皆様お時間がありましたら、ご来場いただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。特にないようすで、それでは閉会となります。

次回の日程につきましては、先ほどご協議いただきましたとおり、令和8年1月22日木曜日の午前10時から、会場はここ生涯学習支援センター5階第1セミナー室を予定しております。開催案内は1か月前をめどに郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、水色の冊子、仙台市市民センター事業概要は今後の審議会でもご参照いただきますが、会議の都度お持ちいただくのは恐縮ですので、机上に置いたままとしていただきたく存じます。回収させていただいて次回の審議会でも改めて委員の皆様の席に置かせていただきます。以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

以上

会長

---

会議録署名委員

---